

平成29年度第1回明石市国民健康保険運営協議会

開会 13:28

○事務局        それでは、ご案内をしておりました定刻の時間となりましたので、始めさせていただきますと思います。

本日はお忙しい中、お集まりいただきましてまことにありがとうございます。これより、平成29年度第1回明石市国民健康保険運営協議会を開会させていただきます。

開会にあたりまして、片山会長にご挨拶をいただきます。

片山会長、よろしくお願ひいたします。

○会長        会長の片山でございます。

国民健康保険運営協議会の開会にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

委員の皆様におかれましては、非常にお忙しい中、本協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、平素より本市国民健康保険事業の運営につきましてご理解とご協力をいただいておりますことをお礼申し上げます。

さて、この国民健康保険運営協議会でございますが、委員の皆様方より、国民健康保険事業に係る重要事項につきまして多角的な観点からご意見・ご協議いただきまして、円滑な事業運営を図ることを目的としております。ご存じのとおり、国民健康保険事業につきましては、国民皆保険制度の基盤をなす制度として、自営業者はもとより定年退職後の市民などにとっても不可欠な健康保険でございます。しかしながら、近年は高齢者や低所得者の占める割合が高くなるなど、財政的基盤が脆弱である上に不安定な運営にならざるを得ないという構造的な問題が顕著になっております。このような諸問題を解決するために、平成30年度には、約半世紀ぶりの大きな改革である国保の都道府県単位化を迎えようとしております。来年4月の国保制度改革に向け、さまざまな準備が進められると聞いており、大変重要な局面を迎えるという認識でございます。

本日は、事務局から国保制度改革の動向についてなどの報告が予定されておりますとともに、国民健康保険料の算定方式の変更についての協議を予定しております。

委員の皆様には忌憚のないご意見をいただきながら、本協議会を進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくご協力のほどお願い申し上げまして、開会に当たっての挨拶とさせていただきます。よろしくお願ひします。

○事務局        ありがとうございます。

続きまして、理事者を代表いたしまして、和田副市長よりご挨拶申し上げます。

○副市長        皆さん、こんにちは。副市長の和田でございます。

本日は、大変皆様お忙しい中、また暑さ厳しい中、この協議会にご出席をいただきまして誠にありがとうございます。また、日頃より、先ほど会長からもお話がありましたように、本市の国民健康保険事業、また、その他市政各般にわたりまして、皆様に

は温かいご理解とご協力を賜っておりますことを、この場をかりてお礼を申し上げます。

さて、市町村の運営する国民健康保険は、平成30年度に、先ほど会長からお話がありましたように、都道府県と市町村の共同運営という新たな国保制度の発足という重大な改革を迎えようとしております。8カ月後には、国保財政運営の責任主体は都道府県に、そして市町村は市民の皆さんの近いところで保険料の賦課・徴収、給付などの事務を引き続き担うこととなっております。

限られた期間内において、都道府県や市町村が連携しながら、制度改革に向けて条例等の改正や電算システムの変更など、具体的な準備を進めることとなります。

一方、本市国民健康保険事業につきましては、後期高齢者医療制度や社会保険への移行などにより被保険者数は減少傾向にあるものの、高齢化や医療技術の高度化に伴い、被保険者一人当たりの医療費は増加傾向を示しています。さらに、被保険者の所得の伸びが見込めないことから保険料収入は伸び悩んでおり、厳しい財政状況が続いている状況でございます。

本来、こういった制度につきましては、国の方でしっかりと社会保障等をどうやっていくのかということを考えて進めていただくということが大事かと思っておりますが、1週間前にも国保支援ということで、公費の配分のルールの新しい取り決めが厚生労働省のほうから示されたということもございます。今後もそういった県の動向など制度改革の方向性を見極めながら、的確に新しい制度の移行へ対処してまいりたいと考えております。

本日は、報告事項といたしまして、「平成28年度の決算見込みの概要」を報告させていただくほか、協議事項といたしまして、「国民健康保険料の算定方式の変更」、そして、「県単位化に向けた国民健康保険料に関する検討課題」といたしまして、当初賦課の時期、また保険料率の決定する時期の変更などについてもご協議いただくこととしております。

委員の皆様におかれましては、活発なご協議を賜りますようお願い申し上げまして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○事務局            ありがとうございました。

続きまして、委員の交代につきまして、ご報告させていただきます。

公益を代表する委員といたしまして、ご協力いただいております明石健康福祉事務所長の増田宗義様のご退任されまして、後任の濱田昌範様にご就任いただいております。なお、濱田委員におかれましては本日欠席の連絡をいただいております。

また、被用者保険等保険者を代表する委員といたしまして、ご協力いただいております全国健康保険協会兵庫支部保健グループ長の近藤智彦様のご退任されまして、後任の今井哲也様にご就任いただいております。

ここで、新たにお迎えいたしました今井委員より自己紹介をお願いしたいと思います。  
どうぞよろしくお願いいたします。

○委員 前委員の近藤につきましては、協会けんぽの方を4月末で退職しましたため、  
後任につきました私、今井が引き続き近藤の後を引き受けて委員になりたいと思いま  
す。どうぞよろしくお願いいたします。

○事務局 ありがとうございます。

ここで、和田副市長でございますが、本日他の業務がございますので、退席させてい  
ただきますことをご了承いただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○副市長 よろしくよろしくお願いいたします。

○事務局 それでは、本日の出席状況についてご報告いたします。

委員定数11名に対しまして、濱田委員を除く10名の出席がございますので、過半  
数の出席があり、明石市国民健康保険運営協議会規則第2条の規定によりまして、協  
議会が成立していることをご報告いたします。

なお、議長は会長が行うこととなっておりますので、これからの議事進行につきまし  
ては、片山会長にお願いいたします。

○議長 それでは、議長を務めさせていただきます。議事の進行にご協力のほどよろ  
しくよろしくお願いいたします。

それでは最初に、まず、議事録署名委員の選任をしてみたいと思いますが、協議  
会の会議録署名委員は、明石市国民健康保険運営協議会規則第7条の規定によりまし  
て、議長が指名することとなっておりますので、私の方から指名させていただきます。

今回は、村上委員さんと田原委員さんをお願いしたいと思います。お二方、よろしく  
お願いいたします。

本日の会議及び会議録につきましては、明石市市民参画条例に基づきまして公開とさ  
せていただきます。なお、会議録につきましては、市のホームページに掲載いたしま  
すので、よろしくお願いいたします。

さて、それでは議事に入りますが、本日は、報告事項が2件、協議事項が1件、その  
他の案件が1件ございます。

報告事項の1番「平成28年度明石市国民健康保険事業特別会計決算見込みの概要に  
ついて」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 国民健康保険課管理係長でございます。

平成28年度の明石市国民健康保険事業特別会計決算見込みの概要につきまして説明  
させていただきます。

失礼して座らせていただきます。

ピンク色の冊子の1ページをお願いいたします。

歳入歳出の詳しい内容につきましては、2ページと3ページに記載しておりますが、

A3に拡大しましたものも、お手元に用意しております。あわせてご覧ください。

それでは、1の歳入についてでございますが、国民健康保険事業は、保険料のほか、国や県からの支出金、各事業の交付金、一般会計からの繰入金等で運営されておりました。そのうち医療費につきましては、保険料と国や県からの支出金等で賄うこととなっております。

保険料についてご説明いたします。保険料は、現年度分と滞納繰越分とに分かれますが、合わせて59億9,621万円を収入いたしました。前年度より1億3,951万円減っておりますが、これは被保険者数の減少、また、被保険者の所得の伸び悩みによる調定額の減少によるものでございます。なお、収納率につきましては現年度分、滞納繰越分ともにアップしております。現年度分は前年度比0.63ポイント増の93.72%、また、滞納繰越分は前年度比1.25ポイント増の36.60%となっております。

次に、2の歳出に移ります。歳出につきましては、医療費の支払いなどに充てる保険給付費が約6割を占めております。被保険者数の減少により、前年度比2.56ポイントダウンの約5億5,065万円減の209億4,081万円となりました。

全体的に見ますと、歳入額は375億2,449万円、歳出額が344億9,348万円となり、歳入額から歳出額を引いた収支額は30億3,101万円となりました。しかしながら、その大半は、昨年度からの繰越金の24億5,575万円でございます。繰越金を除きました単年度の差し引き額を見ますと、5億7,526万円となっております。なお、繰越金の使い道といたしまして、今年度に国へ返すお金である国庫精算金が9,463万円ございまして、この財源に充てるほか、急激な医療費の増加が起こった場合に備えての準備費用と考えております。

また、平成29年度の医療費の7月支払いまでの状況でございますが、前年度対比約3%程度減少で推移してはいますが、被保険者数の減少によるものと考えられ、大流行する疾病も今のところなく、自然な推移の範囲と考えております。

しかしながら、今後はインフルエンザなど流行性の疾患に医療費が左右される時期でもあり、十分注意を払っていきたいと考えております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 はい、説明が終わりましたが、ご意見、ご質問がありましたらお受けしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。

○委員 決算ですけれども、インフルエンザの大流行もなく、黒字になって良かったと思います。

徴収率の向上にも努力いただいて、昨年より向上しております。利子もつかない、年金も削られるなど、家計が年々逼迫している中で、保険料の徴収は大変だろうと思いますが、保険制度ですので、悪質滞納者には厳しく対応していただくとともに、年度途

中で病気とか失業など、どうしても保険料が納められなくなった人に対しましては、個々の事情を勘案して、分割納付や減免制度の活用など、きめ細かな対応をお願いしたいと思います。

○議長 そのあたりは、実際、分割納付などはされていますか。

○事務局 管理係長でございます。

毎年、保険料の通知書は、6月に送付いたします。本来納期は、6月から翌年3月までの10回納期となっております。各世帯の事情、例えばご主人が失業なさって10回納期では納付がしにくいというような特別な事情がございます場合には、納付回数を11回、12回というふうに、各世帯の事情に応じた納付相談をさせていただきながら対応をいたしております。

また、市条例に基づく減免制度もございますので、そういったこともきめ細かくご案内しながら対応をさせていただいております。今後も課一丸となって保険料徴収率の向上に取り組んでまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長 委員さんは、よろしいですか。

○委員 恐れ入ります。私、健康保険組合に勤務しております、その関係もございしますが、先ほどご報告いただきました、平成28年度決算の歳入の部で、国民健康保険料、国庫支出金、県支出金の下に前期高齢者交付金というのがございます。貴重な時間をいただいて恐縮なんです、前期高齢者交付金に関連しまして、健康保険組合の現状をご報告させていただきたいと思っておりますが、お時間いただくことはできませんでしょうか。

○議長 はい、短めでしたら。どうぞ。

○委員 ありがとうございます。

国民健康保険料の合計につきましては、59億9,621万となっております、歳入合計の375億2,449万円に対しまして16%となっております。一方、前期高齢者交付金につきましては、93億134万で、この歳入合計の25%を占めております。この前期高齢者交付金は、国民健康保険料収入の約1.6倍になっているわけでございます。国民健康保険料につきましては、当然ながら明石市国民健康保険の被保険者の皆様が納められた保険料になっているわけでございます。

一方、前期高齢者交付金でございますが、これは全国健康保険協会、健康保険組合、共済組合のいわゆる被用者保険の被保険者の保険料の一部を拠出して国民健康保険に交付されるものでございます。したがって、被用者保険の被保険者の方も国民健康保険の財政を支援しているというふうに言えるのではないかとこのように思っております。国民皆保険を維持するためには、この仕組みというのは必要であるだろうというふうに思っております。

ここで、今、健康保険組合を取り巻く状況をご報告させていただきたいと思っております。

ますが、健康保険組合だけではなくて、全国健康保険協会、共済組合、各保険者においては非常に厳しい財政状況を強いられておきまして、特に健康保険組合におきましては、全国で1,398組合あるのですけれども、現在の高齢者医療制度が平成20年度に導入されて以来、毎年膨らみ続ける拠出金負担金のために多くの組合が経常赤字を余儀なくされまして、平成29年度予算においては、1,015組合、約73%が赤字予算となっております。また、保険料収入に占める拠出金の割合は、約45%という非常に高い割合を占めているわけでございます。国民皆保険制度を堅持するためには、国民の皆さんが真に安心・納得できるよう、国において高齢者医療費の負担のあり方について真摯に議論していただきたいというふうに強く望んでいるところであります。

以上、健康保険組合の現状も報告させていただき、この前期高齢者交付金の内容をご理解していただければというふうに思っております。ありがとうございました。

○議長 はい、ありがとうございます。

そのほか、何かご意見・ご質問等ありませんでしょうか。

特にないようでしたら、これについては報告を受けたということにいたします。よろしいですかね。

それでは、次に移らせていただきます。報告事項の2番「国保制度改革の動向について」ということで、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 国保制度改革担当係長でございます。

報告事項2、国保制度改革の動向についてご説明いたします。失礼ですが、着座にてご報告させていただきます。

ピンク色の冊子の4ページをご確認ください。

横向きで文字が小さくなっておりますものもありますので、同じ資料をA3版でお配りしております。こちらでご確認いただくこともできますので、よろしく願いいたします。

平成30年度から、国民皆保険の基礎である国民健康保険は、都道府県と市町村の共同運営に変わります。まず、左側、制度改革の背景ですが、増大する医療費や市町村国保が抱える構造的課題を解決するため、平成24年8月22日に社会保障制度改革推進法が成立後、国と地方間での協議等を経て、このたびの改革が実現されることとなりました。

次に、制度改革の概要ですが、改革は2本の柱が基本となっております。

1本目の柱は、公費拡充による財政基盤の強化です。国は制度の安定化を図るため、平成27年度から実施している1,700億円と30年度から実施する1,700億円からなる総額3,400億円の財政支援を毎年行います。

2本目の柱は、運営のあり方の見直しです。保険料の賦課、徴収、被保険者証の発行

等の住民の窓口を今までどおり市・町が担いますが、今後は県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担うというもので、右下の網かけ部分が改革後の県の役割となります。また、県と市・町の協議のもと県内の統一的な運営方針である国保運営方針を策定することとなります。

次の5ページをご確認ください。

保険料の算定方法についてですが、左側が現行制度、右側が新制度の取り扱いとなります。現行制度では、A市が①のA市の医療費総額から②の公費・前期高齢者交付金を差し引いた残りとなる③の保険料収納必要総額を算出し、この保険料収納必要総額を応能、応益に按分し、賦課しています。他方、新制度では、県が①の県全体の医療費総額から②の公費・前期高齢者交付金を差し引いた残りとなる③の納付金総額を算出し、この納付金総額について、A市からH町までの納付金の割付けを行い、各市町が県に納付金を支払う仕組みに変わります。ただし、納付金額をもとに保険料を算定する仕組みは、左の現行制度と同じで、割り当てられた納付金を応能、応益に按分し、賦課することとなります。

また、下段の二重線で囲まれた部分での比較になりますが、年度途中で医療費が伸びた場合、現行制度では法定外一般会計繰入や財政調整基金により対応しなければならないという問題がありました。しかし、新制度では、県の財政安定化基金から貸し付けを受け対応しますので、各市・町は現行のような対応を行う必要がなくなります。

次の6ページをご確認ください。

運営協議会のスケジュール、現時点での想定についてですが、県は9月及び11月には納付金の試算を行う予定です。この試算結果については、公表する方針に変更されたと聞いております。つきましては、11月を目途に、第2回運営協議会を開催し、激変緩和措置の検討を行うとともに、同時期に策定される運営方針の内容を報告させていただきたいと考えております。また、年明け1月には、実際の納付金の決定が行われますので、その後、第3回運営協議会を開催させていただき、実際の保険料率及び、激変緩和措置の検討や、新制度への移行に伴う条例改正案の内容報告等を行いたいと考えております。

以上で、報告を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長 説明が終わりましたが、何かご意見・ご質問がございましたらお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

これまでのメンバーの方は、ずっとこの話はしてきたので、特に変更はないと思うのですが、新しいメンバーの方は、初めてのところもあるかもしれないんですけど、大きくは県が財政的な主体となるというところで、やること自体は窓口としての機能は市町村で、特に大きく変更はないというところであります。ただ制度自体が大きく変わるので、これから保険料が実際どのくらいになるのかというのは、具体的なこと

が出ない限り、細かい議論は難しいかなと思っております。

特に質問等ありませんでしょうか。ないようでしたら、これについては、報告を受けたということにいたします。

それでは、以上で報告事項につきましては、終了させていただきました。

続きまして、協議事項に移らせていただきます。

それでは、協議事項「国民健康保険料の算定方式の変更について」を議題に供します。

この協議事項につきましては、平成29年7月26日付で市長より当運営協議会が諮問を受けた案件でございます。

まずは、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 国民健康保険課長でございます。

協議事項「国民健康保険料の算定方式の変更について」ご説明させていただきます。

失礼ですが、着席して説明させていただきます。

ピンク色の資料の8ページをお願いいたします。

まず、1点目の概要についてですが、本市では、平成27年2月に開催した明石市国民健康保険運営協議会において、国民健康保険の都道府県単位化に向け、保険料の算定方針について検討を進めることとし、以降資産割を含む4方式からこれに含まない3方式への移行に関して議論を積み重ねてまいりました。

次に、2点目の前回の運営協議会、平成28年11月開催の分でございますが、そこでの議論の内容ですが、委員の皆様から出された主な意見といたしましては、資産割は社会情勢の変化に伴い、都市部の実情に即さなくなっているというご意見や、兵庫県は3方式を標準的な保険料算定方式とする方針を示しているほか、近隣自治体の動向も踏まえ、資産割を廃止すべきであるというご意見や、市民へのわかりやすさといった観点から、制度が大きく変わる平成30年度の都道府県単位化のタイミングで資産割を廃止する方がわかりやすいという内容でございました。

また、その他の意見といたしましては、今後、県が示すこととなる本市の国保事業費納付金や、標準保険料率の水準は不明であるが、保険料が激変する場合には、その緩和に向け、年限を定めて繰越金を活用してはどうか、というご意見や、市民への周知を考慮すると早い段階で方向性を示すべきであるというご意見がありました。

これらのご意見のまとめとしまして、まず、国民健康保険が都道府県単位化される平成30年度より、資産割を廃止するという大きな方向性を示し、県が納付金と標準保険料率を示した段階で、激変緩和措置の具体的な内容を検討すべきとの取りまとめがなされました。

最後に、3点目といたしまして、県下の他市町の状況を記載させていただいております。

(1) 表の真ん中の市の欄でございますが、29市のうち、現在資産割を採用してい



る市は12市で、41.4%でございます。表の下の※印でございますが、資産割を採用している市は、明石市、洲本市、西脇市のほか、計12市でございます。

また、(2)の②でございますように、非公表ではございますが、このうち6市が平成30年度より資産割を廃止する方向で検討を進めている状況と聞き及んでおります。

このたび、明石市長から正式に当運営協議会に対し、国民健康保険料の算定方式の変更について諮問が行われております。委員の皆様におかれましては、前回までの議論の方向性を踏まえ、答申に向け、ご協議賜りますよう、よろしくお願いいたします。

なお、参考としまして、7ページに市長からの諮問の文書の写しを添付しておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長 説明が終わりましたが、ここでご質問・ご意見等ありましたらお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

本日の諮問されていることは、資産割を4方式から3方式という形で、資産割を廃止するという大きな方針を、この方向で本当に最終的にいかというところを決議するというところが役割であって、この先廃止した後に、例えば、具体的に激変緩和措置をどのくらいの期間、どういう形で扱っていくのかという細かい制度の話については、またこの先議論をしていかなければいけない部分でありますので、本日はそこまで含めてということではないので、大きく方向性として、これまで議論してきたとおり資産割は廃止するというところについて、いかがかというところであります。

○委員 議論は、ある程度もう出尽くしていると思うので、これは文書化するのかなと思う。もちろん最終的に決をとると思うんですけど、ある程度答申の文書まで作るんですかね。

○議長 答申案は、こちらで事務局とともに作成していくので、本日はそこまでは出ているんですけど、ほぼこの諮問の内容に沿って、廃止なら廃止という方向になりましたという形のものが出ていくというイメージでよろしいですかね。

○委員 廃止ということであれば、例えば国民健康保険料の算定方式を資産割を含まない3方式に変更することを是認するというか、可とするというような回答になるのか。実施時期は、都道府県単位化の実施される平成30年度に合わせて行うのが望ましいとか。あるいは算定方式の変更に伴い急激に保険料が増加する被保険者が生じた場合には、繰越金を活用して年度を区切って激変緩和措置を検討されたいとか。また、算定方式の変更について被保険者の理解を得るように周知を図られたりとか。そのままざっと羅列したらそうなってしまうような感じがするんですけど。

○議長 もちろん、ここでこれまで議論してきたことはホームページ上で公開されていて、どういう議論が尽くされたのかということは、広く周知されていることではありますので、ここで発言されたことは全てちゃんと公表されています。なので、合わ

せてもちろん意見を書いてもいいんですけど、求められてることに対して素直に廃止という方向でという、シンプルな形が一番いいのかなとは思っています。

また、そのあたりの具体的に激変緩和をどうするかということは、改めてまた、引き続き議論していかなければいけない部分だと思っていますので、そこはもう今回で決定とかいうことは特にないという認識でよろしいですね。

この話は、本当にずっと長い間議論してきて、ほぼこの8ページ目に前回の議論の内容という形でまとめてあるような方向で十分議論は尽くしてきたかなと思っていますので、改めてここで新しい意見はなかなか難しく、もうこれ以上出てこないかなとは思っていますし、慎重に議論した結果、ほぼこの方向性で進むということかなと思っています。

○委員 変更することについて、異論ございません。

○議長 ありがとうございます。どうぞ。

○委員 この資産割を採用する他の市もほとんど3方式になってきておりますし、私はこの意見に、今までずっとお話してきたように賛成したいと思います。

○議長 ありがとうございます。

この件につきまして、特に反対意見というのは、なさそうに思うんですけど、反対意見なしということではよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長 はい。それでは、ないようでございますので、協議事項1番、国民健康保険料の算定方式の変更につきまして、お諮りすることといたします。

協議事項「国民健康保険料の算定方式の変更について」改正することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 それでは、異議なしと認め、協議事項1番「国民健康保険料の算定方式の変更について」改正することに決定いたしました。

○委員 議長、ここに出ている意見は、附帯意見としてつける必要はないでしょうか。

○議長 そのあたりは、また事務局と適切な文章をぜひ検討させていただきますし、後ほど委員の皆様にも最終的にこのような形で答申を示したという形で提示はさせていただきます。

それでは、この協議事項につきましては、市長に対して答申案を提出することになります。今、申し上げたとおり、答申案の文案について、それから提出の時期につきましては、議長にご一任いただきたいと思います存じますが、よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○議長 はい。それでは、答申案につきましては、市長に提出した後、今申し上げたとおり各委員の皆様へ送付をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

なお、新しい算定方式における所得割、均等割、平等割の各料率につきましては、年明け以降県から示される標準保険料率を参考にしながら、次回以降のこの会において協議いただくことを予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、その他の案件といたしまして、都道府県単位化に向けた国民健康保険料に関する検討課題について、議題に供します。事務局から、説明をお願いいたします。

○事務局 国保制度改正担当課長でございます。

都道府県単位化に向けた国民健康保険料に関する検討課題について、ご説明させていただきます。失礼ですが、着席し説明させていただきます。

資料の9ページをご確認ください。

1項目め、当初賦課時期（毎年度の保険料を決定して通知する時期）の変更についてですが、当初賦課時期を現行の6月から7月に変更することについて検討を進めてまいりたいと考えています。

まず、(1)の現状（所得の把握作業）ですが、国民健康保険料の所得割額は被保険者の前年中所得に基づき算定する仕組みであるため、当初賦課までに被保険者の所得を把握しなければ適正な保険料を賦課することができません。

なお、中段の表にございますように、本市では、市民税課が市・県民税が課税となる人の所得把握を行い、国民健康保険課が国保の被保険者で市・県民税の対象外となる非課税者や、1月2日以降の転入者の所得把握を行っています。

次に、(2)の課題ですが、現行では、国民健康保険料の当初賦課を市・県民税の当初課税と同じ6月に実施しているため、非課税者を含む所得把握作業を5月末までに行わねばなりません。このため、毎年2月、前年度の非課税者に対し、所得額が把握できていない段階で簡易申告書を送付していますが、今年度は確定申告をするために、簡易申告書を提出する必要がある人への行き違いや、転入者などは当初賦課後に、前住所地への所得照会等により、正確な所得額が判明し、一旦確定した保険料が変更となる二度手間が発生し、市民の方に不要な負担がかかる状況となっております。

次に(3)の解決策ですが、当初賦課時期を現行の6月から7月に変更することで、5月に作成される市・県民税の所得データをもとに、その時点で所得が把握できていない人に限定して申告書を送付する仕組みに変更できるため、行き違いや二度手間が発生しなくなります。ただし、納期回数が年間10回から9回に減少することで、年間の保険料が同額である場合でも1回当たりの負担が1.11倍に増えることとなりますので、9期での納付が困難となる場合は、例えば個別相談の上、納付回数を10回に調整する分割納付により1回当たりの負担を緩和するなどの丁寧な対応を行ってまいりたいと考えております。

次の10ページをご確認ください。

2項目めの保険料率を決定する時期の変更についてですが、現行の3月から6月に変

更することについて検討を進めたいと考えております。

(1) の状況 1、保険料率の決め方ですが、保険料率は、以下の流れで決定しています。なお、現行と都道府県単位化後で、賦課総額は異なりますが、保険料率の計算の流れは同じとなります。

まず、①ですが、賦課総額は、先の報告事項 2、国保制度改革の動向においてご説明いたしましたとおり、平成 30 年度からは、納付金をもとに求められる賦課総額を賦課割合に応じて按分します。

次に②ですが、①で按分した各賦課総額を右の図の被保険者の所得額の総額から世帯の総数までの項目で、さらに按分することで各保険料率が決まります。なお、下の注釈にありますように、現行は見込み値で按分してきましたが、都道府県単位化後は、納付金方式となるため確定値で按分しなければ、納付金に過不足が生じることとなります。

次に(2)の状況 2、都道府県単位化後における保険料率の決定から保険給付のフローですが、保険料率の決定から保険給付の流れは、以下の①から⑦の順に行われます。

まず、①財政運営の責任主体となる県は、1月に市・町ごとの所得と医療費の水準をもとに納付金の額を決定します。

合わせて②市・町ごとの標準保険料率を算定・公表します。

次に③、住民の窓口となる市・町は、②で示された標準保険料率を参考に、納付金を確保するための実際の保険料率を、5月に把握できる被保険者の前年中所得をもとに決定し、④保険料を賦課・徴収します。

その後、⑤徴収した保険料などを納付金として県に納付し、⑥県は納付金等を原資として、保険給付に必要な費用の全額を保険給付費交付金として市・町に支払い、最後に、⑦市は、国保連合会を通じて保険給付を行うという流れになります。

次の 11 ページをご確認ください。

(3) 課題ですが、(1)の保険料率の決め方においてご確認いただきましたとおり、現行は見込み値で保険料率を決めていますが、都道府県単位化後は確定値で保険料率を決めなければ、県へ納付すべき納付金に過不足が生じることとなります。なお、納付金が不足する場合、原則的には翌年度以降の納付金に不足分が上積みされることとなりますので、翌年度以降の被保険者に追加負担が発生してしまいます。

次に(4)解決策ですが、中段の表をご確認ください。

表の左側の現行では、保険料率を 12 月中旬に前々年中の所得をベースとした見込み値に基づき計算し、3 月議会で決定しています。しかし、見込み値で計算すると、吹き出しにございますように、景気や風水害等の影響による所得の変動を反映できません。例えば、明石は漁業が大変盛んな地域で、漁師さんは原則国民健康保険に加入されておりますが、イカナゴ漁やノリ養殖の出来、不出来が所得額に与える影響などを

保険料率に反映できないこととなります。よって、この問題を解決するため、表の右側、都道府県単位化後の案にございますように、大半の被保険者の所得額の確定値が把握可能となる5月中旬に保険料率を計算後、当運営協議会での諮問・答申を経て、6月議会で保険料率を決定する方式とすれば、前年中所得を正確に捉えることができるため、納付金に過不足が生じにくい保険料率を設定できることとなります。なお、1項目めの当初賦課時期の変更における非課税者の所得は、保険料率の決定に影響することがありません。

最後に、(5) 県下の主な保険者の状況についてですが、上から4段目の神戸市から一番下の芦屋市までは、保険料率の決定時期を5月または6月としており、確定値で保険料率を決定しています。なお、欄外の注釈にございますように、神戸市ほか4市は条例に計算方式を規定し、保険料率は市町が告示する方式を採用しているため、保険料率の改定について市議会での議決が不要となり、芦屋市以外は6月に当初賦課を実施しています。

以上で、説明を終了します。この2つの検討課題につきまして、委員の皆さんよりご意見を賜りたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長 はい。ありがとうございます。

事務局の説明を受けまして、当初賦課時期及び保険料率を決定する時期の変更について、この協議会の場で話し合っていきたいと思いますが、2つ話がありまして、1番と2番という形で、9ページ目の話と10ページ目以降の話の2つがあって、ただどちらも連動していきまして、特にこの保険料率を決定する時期の問題を解決すると、どうしても1番にあるように通知する時期が後ろに下がっていくという連動している部分でもありますので、特に分けることなく一括でいろいろご意見を賜りたいと思っていますけれど、いかがでしょうか。平成30年の制度改革に向けて、このような形で保険料を決める時期とそれから徴収する時期を今までとは違う形にしていきたいということでもありますけれど、いかがでしょうか。

○委員 直接あまり関係ないと思うんですけど、現在4月から加入していても6月に納付書を送付されると思うので、そうすると4月、5月は保険料は納付してないけど保険証を交付する、というふうなことになると思うんですけど、住所変更とか国保の脱退、それから死亡した人の保険料など、例えばひとり暮らしの高齢者などは、相続人が保険料を亡くなった後に支払うような形になると思うんですけど、どのように対応されているのでしょうか。

○事務局 国民健康保険料は、月の末日に資格がある場合に、その月の保険料が発生するという仕組みです。例えば、4月30日付で市外への転出や他の健康保険への加入により明石市国民健康保険を脱退されるような場合、4月分の保険料はかかりませんが、5月1日に国保を脱退するという場合は、4月1カ月分の保険料がかかります。

その場合、現行では6月に保険料を賦課決定しておりますので、4月1カ月分だけの保険料を計算して、通知させていただきます。脱退の手続の際にも、そのように案内をさせていただきます。その際に保険証もご返却いただきますし、遅れる形になりますが、6月に入ってから1カ月分の保険料が届きますので、また必ず納付してくださいというようにご案内させていただいてます。また、既に脱退されている場合でも、納付期限内の納付がないような世帯は、きちんと督促を行わせていただいて、さらに滞納が続く場合は財産調査をさせていただいて処分を行うというような事例もございます。

以上です。

○委員 改正した場合、6月まで納付しないので、こんなケースが増えてくるのはどうかと思っただけです。確かに事務的に考えると7月賦課もやむを得ないかなと考えるところもあります。けれども、年金生活者は毎月決まった額から計画して生活しておりますので、毎月均等に納付できるようにしてほしいんです。確かに、保険料総額としては同じなんですけども、要するに10回が9回になると、7月以降先ほどお聞きしたように、1.1倍の負担になるということになって負担感が増すと思うんです。毎月ぎりぎりに生活している中で、その分をとっておいたらということはないかなと思います。

そう考えますと、例えば7月賦課にして、仮に7月賦課でもそうした場合、7月から翌年の6月まで同額で毎月納付できないかなと思ってしまうんです。そうすると翌年の4月から6月というのは、仮の算定になるのかもわからないんですけれども、それで7月に修正になると思うんですけれども、そうしてもらったほうが納付がしやすいと思うんです。他の市町で、何か問題があり、できるかどうかよくわかりませんが、この機会にもう一回そういうふうなことも考えていただいたらありがたいと思うんです。

○議長 はい。ご意見ありがとうございます。

確かに、6月を7月にするということで10回払いを9回払いで同じ金額を払わなければいけないという、1回あたりは当然上がっていくので、負担感としては、この制度改革で、もしするとなると、全員負担感を感じるということは当然出てきます。そのあたりが分納という形で、12回とおっしゃられたんですけど、あまり後ろにいくと滞納金額が上がってしまうような、ペナルティー的なところは出てくる、ぎりぎりの線であると思うんですけれども、いかがでしょうか。

○事務局 分割納付という形で報告の中でも説明をさせていただいてますけれども、委員がおっしゃられた、例えば4月、5月にも保険料の納期を設定してはどうかというご意見についてですが、国民健康保険では保険料が確定するまで、通常は6月もしくは7月などに確定することになりますが、それまでの4月や5月にも前年実績などに

基づき納期を設定する暫定賦課という制度が認められています。これは、納期回数を増やして1回当たりの納付額を低く抑えるという目的から、採用している自治体がございます。全国で7.3%の自治体が4月から翌年3月までの12カ月全てに納期を設定しています。

しかしながら、4月から6月までと7月以降の本算定の前後で、保険料または保険税額に大幅な変動が生じる場合があって、わかりにくいというようなご意見も多く寄せられているようです。また、保険料の通知がどうしても4月からの分と、本算定後の7月からの分との2回に分けてお送りさせていただくという形になりますので、事務量や郵送料が大きく増加するという問題もございまして、逆に暫定賦課を廃止する自治体が増えている状況にあります。県下では、過去に南あわじ市や朝来市が実施しておりましたが、いずれも既に7月から納付を開始するという方式に変更しております。現在県下では暫定賦課を実施しているという自治体はございません。

○議長 なるほど。確かに事務的な煩雑さと、本当にこの改定をしても結局また見込みで計算しなければいけないとなると、二重に負担がかかり、より複雑に、シンプルにするつもりが複雑になってしまうみたいなことも起きるんだなということが分かりました。

○委員 10ページの(2)のフローチャートなのですが、このフローチャートの③は、これは算定するのは5月から6月とここに記入がありますが、このフローチャートは、これはどちらから出てきたものなんでしょうか。これは、県ですか。

○議長 これは明石市からです。

○事務局 この5月、6月というのは、今回のご提案させていただいた都道府県単位化後の案でございまして、見込みで料率案を求めるということも、対応もできます。別に県・国が5月、6月に計算しなさいと伝えているわけではございません。今回の都道府県単位化後の案として5月、6月に対応させていただくようにしなければ、納めるべき納付金に過不足が生じてしまうため、このように記載させていただいています。

○委員 これもデザインされているわけなんだね。

○事務局 はい、そうです。ここの10ページの下の方につきましては、私どもで作成させていただいております。

○議長 9ページ目の(2)番の課題のところにも書いてあるとおり、5月末までに算定するという現行は、見込みに基づいてこの時期に計算という形なんですよね。今回は1月に県から納付額が決定され、5月、6月ごろだと実績に基づいて正確な値が出せるという流れになるという理解でよろしいですね。

○事務局 はい、おっしゃるとおりです。

○議長 それが10ページ目のこの図になっているということですね。これより早くするのはなかなか難しいと、それより早くすると見込みで計算せざるを得ない部分が

出てくるということで、見込みではなく実績に基づくこと、この時期、5月、6月という料率の計算は、このあたりにどうしてもおさまるという解釈ですね。

○事務局 はい。

○議長 いかがでしょうか。さすがに、これまでどおり見込みでというのは、やはり難しいかなとは思いますが、できる限りシンプルにしたほうが話もわかりやすいし、前回、金額がまた変わってしまうみたいな見込みの場合は、そういうことが多々発生してるわけですね。そういう弊害も実際払う側にもあって、計算する側も二重に計算しなければいけないということで、お互いあまりいいことではないので、お互いがシンプルになるためには、この時期にそれぞれ料率の計算と賦課の通知の時期というのをずらしたいということかなと思っております。

○委員 この議案に対して、反対する理由が特にないと思うんですけども。

○議長 まだ、本日は決議までは要らないんですよ。だから、十分皆さんの中でこういう意見とか、こういう考えとか、こういう目線で見るとこのあたりはもう少し何か配慮できないかなというような屈託のない意見が出せればいいのか。今すぐこれで決定というように、早急に決める必要はないので、少しじっくり見ていただいて。

○委員 一番問題となる課題は、9ページの(2)番の課題のところ、この問題を解消するためには、時期をずらすということしか方法はないわけですね。結局、所得がわからないのに保険料の料率を計算するということは、まずそれは非常に不合理な話であって、合理的なものの考え方からすると、所得に準じた保険料を支払っていただくというのが当たり前の話だと、私は思うんです。これに反対する理由は、私はないように思います。

○議長 いかがでしょうか。

○委員 ただ市民への通知ですね。回数が減るということの、そういうのは、もう事前にPRをされる予定はしていますか。

○事務局 はい。保険料の決定の時期が1カ月ずれるということは、非常に大きな影響がございます。しかし、この納期の回数につきましては、明石市の条例に規定しておりまして、市の議会で議決を経て、その上で正式な形でご案内させていただくという流れになりますので、もちろん変更するとなれば丁寧な広報に努めてまいりたいと考えております。

○議長 いずれにしても、平成30年度の改正というところに焦点を合わせるという意味では、一括して資産割の話もそうでしたけれど、市民に通知するという点では、ここで変えないと、なかなか変な中途半端な時期に変えてしまうというのは、余計説明が難しくなっていくかなとは思いますが。

○委員 この機会に、確定した保険料を決めていただくと。その際に、回数が減るということについては、分割納付に応ずるなど、市民の皆さんのそういった要望に応え



る、また広報についても早目にしていただけるということでもありますので、そういうきめ細かい対応をしていただけるということで、この件については特に私としては異議ございません。ひとつよろしくお願いいたします。

○議長           どうぞ。

○委員           私も協会けんぽの保険者側なので、例えば1カ月確定した額でやるということは、これはいいと思います。ただ、一番の問題は納付回数が減るとい、先ほど委員が言っていたように、保険料が遅れてくるのだから置いておいたらいいというのは、これはなかなか正直言って難しい話だと思います。特に年金受給者等になれば、あればやはり生活費として使ってしまう。我々も保険料を取り扱っている保険者としては、途中で保険料が変わって、またそこで差額が生じてお支払いを多くもらっていたのを払うとか、ちょっと大目にもらって精算するというのは、実際市民の皆さんが、それを通知されたときに読んでも文書ではなかなかわかりづらいといって、協会けんぽでもよくあるんですけど、説明する側も非常に難しいところはあるので、そういった部分の事務の手續を考えると、やはり確定した額でするのはいいと思うんですけど。実際にお支払いする方の回数が変わることによって保険料率、年間金額は一緒でも、分割の回数が減ればそれだけ増えるという、そのところをどうするかというのが一番大事なかなと思います。例えば、協会けんぽの保険料でしたら任意継続という制度もあります。それでしたら前納というのがあって、前納することによって保険料が安くなるというのがあるんですけど、国保はそういった前納制度とかはないのですか。

○事務局       はい。過去には、一括で納付いただく場合に数%保険料を少なくお納めいただけたという制度がございましたが、今は一括でお納めいただくことはできませんけれども、別に割引があるという扱いはありません。

○委員           ですから、遅らせて確定した額でやるのはいいのですけれど、払う側の市民の人が回数が減ることによって増えるという、その救済を第一に考えていった方が、今後大事なかなと思いますけど。

○議長           先ほど、12回均等に月ごとにとするのは7.3%の自治体しかやってないというお話で、その割合もだんだん低くなりつつあるという説明だったと思うのですが、それは全対象者が12回割という意味なんですよ。

○事務局       はい、そうです。

○議長           だから、例えば年金受給者に限っては、もう決まった収入がここというふうに決まっているので、12回割ができるようにして、他の人とちょっと違う形で、負担感の月々、いつも同じ金額だけ、近いような金額が引かれていくという、制度が変わるときには、またちょっと違うと思うんですけど、というような何か工夫ができるといいのかなと、他の方で働いてる人たちは、本当に収入によって変わってしまうのは仕方ないと思うんですけど、年金受給者に関しては12回で分けられると一

番市民の望んでいるところなのかなという感じは、議論を聞いていて思うところであり  
ますけれど、何かそういう工夫とかできないんですかね。

○事務局 はい。実際に対象者の方によって、当初から納付の回数を一部の方は7月か  
ら、一部の方は暫定賦課でというような対応は実務上難しい部分があるかと思えます。  
大半の方は、納付書もしくは口座振替で保険料をお納めいただいている状況ですけれ  
ども、一部の方につきましては、年金から天引きをさせていただいている世帯もござ  
います。ただ、国民健康保険の年金天引きに関しましては、すごく対象となる条件が  
厳しくて、10%に満たないような方だけが、その対象となっています。その方は、  
4月、6月、8月の3回を仮で徴収させていただいて、差額を10月、12月、2月  
の残り3回で調整させていただいて徴収させていただくというような取り扱いとなっ  
ています。基本は、年金を受給されているという方が条件になっていますので、異本  
的な大きな変動がないので1年間、天引きにより平均的にご負担いただけるメリッ  
トがあるんですが、ただ、国民健康保険では繰り返しになります、その対象者の方は  
すごく少なくなってしまうという状況です。介護保険や後期高齢者医療制度など  
は、年金天引きの方が非常にたくさんいらっしゃいます。

以上です。

○議長 条件が厳しいとおっしゃられたんですけど、10%しかいない、対象者が  
いないと、具体的にどうですか。

○事務局 具体的には、お配りさせていただいています国保ガイドで確認いただけま  
す。11ページになります。

11ページには、保険料の納付方法とありまして、上に普通徴収、中段以降が特別徴  
収、つまり年金天引きを指しています。その年金天引きに該当する条件が、このアか  
らカの全ての条件を満たしているということになっていまして、国民健康保険は世帯  
単位で保険料を計算して、世帯主が納付義務者になるという仕組みですが、まずアの  
世帯主が国保加入者で、かつ加入者全員が65歳から74歳であるという条件がまず  
あります。ですから、よくご夫婦だけ国保加入というような場合は該当される場合が  
多くあります。イが年金の年額が18万円以上という条件、ウが国保と介護の保険料  
の合算額が年金額の2分の1以下という条件があって、この年金額というのが、複数  
種類の年金を受給されてても、いずれか一つの年金だけが天引きの対象の年金とい  
う取り扱いになっていまして、その年金に対して国保と介護の保険料の合算額が2分  
の1以下であるかどうかということで、この条件で対象外になってしまう方がたくさ  
んいらっしゃるのと、あとエのところですね。明石市では、国保料を口座振替させ  
て納付いただいている方は、特別徴収の対象外とさせていただいています。ですから、  
年金天引きに切りかえをご希望ということでしたら、まず口座振替をご解約いただ  
く形になります。ただ、口座振替を解約したら一時的には納付書で納付いただくよ  
うな形と

なるんですけれども、このアからカの条件全てを満たさなければ年金天引きになりませんので、せっかく口座解約したのに天引きされずに納付書で納めねばならずお手数料が増えてしまうようなケースもございます。あと、世帯主の介護保険が年金天引きの対象であるということと、新規加入の場合は、世帯主が72歳以下の方に限定させていただきます。

また、75歳になりますと、今度は後期高齢者医療制度のほうに切り替わりますので、74歳の最終の年度につきましては、年金天引きが中止されて納付書で1年間は納付いただくというような、少し複雑な仕組みとなっております。

以上となります。

○議長　よくわかりました。制度としては、こういう形で6回の均等で天引きという形であるということは、この委員の皆様のご理解できたかなと思います。

特に、恐らくは口座振替してる人たちは、別にこの12回というのは特にこだわってないので、実際10%しかいないというのは、それが本人の希望でそうなっていると解釈すると、特別徴収が必要じゃない人たちは口座で普通にご負担されてるのかなと思いますので、この制度でもしも今回9回に上がるということで、ちょっと負担感が高いという人たちは、積極的に案内して、これだったら毎月同じ金額、同じとはいわないけれど、調整が入るので違うんですけれども、無理なく天引きという形で負担が均等化されやすくなりますという案内ができたらいいのかなと、ちょっと私としては安心したんですけれども、いかがですかね。

大分議論が進んだかなと思っておりますけれども、他に特に何かご意見ありますでしょうか。さまざまな角度からご意見をいただいたかなと思っておりますので、どうもありがとうございました。

事務局から説明されましたように、この2点につきまして、検討課題については公平で適正な賦課という観点から、今後、今回の都道府県化を機に、標準的な取り扱いに見直しを図ろうとするものでありますので、今後も議論を深めていきたいと思っておりますので、是非よろしく願いいたします。

それでは、次に移らせていただいてもよろしいですか。

そのほか、委員の皆様方で何かありましたら、お受けしたいと思いますが、何かありますでしょうか。

○委員　市内に今、多くの特別養護老人ホームがありますけれども、市外から特養に入居した人は、明石の国民健康保険に加入するかどうか、というのは、入居する本人は高齢でありまして、どうしても医療費が多い人が多いということで、医療費がかからないときは他市町で、医療費がかかる頃に転入して、これは明石市の被保険者が負担するというのは少々抵抗があると思いますが、どのようになっているのか教えていただきたいです。

- 議長 住所が変わるということですか。
- 委員 そうです。他の市町村におられた人が明石の特養へ転入するとどうなりますか。
- 議長 なるほど。
- 事務局 国民健康保険の適用は、住所地の市町村で行うということが原則なんですけど、特別養護老人ホームでありますとか、障害者施設など社会福祉施設への入所により、それが理由で住所が移るという場合は、医療費が負担となる一方で、保険料の徴収があまり期待できません。ですから、このような施設を多く抱える市町村の国保財政が圧迫されることがないようにするために、住所地特例という制度が設けられておまして、特養施設への入所を理由に転入をするという方につきましては、転入前の住所の国保に継続して加入いただくという形になります。つまり、明石市の特別養護老人ホームに転入されてこられたからといって、明石の国保に加入いただくという取り扱いにはなりません。本市の窓口におきましては、転入により国民健康保険の加入の届け出を受け付けさせていただきますけど、新住所地がそういった住所地特例施設というような場合は、こちらの国民健康保険に加入できませんので、従前の国民健康保険に継続加入してくださいね、という形で案内させていただいてるところです。
- 委員 よくわかりましたが、このことを施設に文書で送付するとか、要するに施設とか転入被保険者に十分徹底していただきたいというふうに思います。
- 議長 市町村の方で、そういう先方の市町村に保険料は賦課されるというような手続を市町村側がされるんですか。今、通知という話があったんですけど。
- 事務局 実際の転入転出の届け出は、本人やご家族の方がされる形となりますけれども、例えば神戸市から明石市の施設へ転入となる場合、神戸市の国民健康保険を脱退して明石の方に来られたというような場合であったとしても、明石の国保には加入いただけませんので、お手数ですが、従前の神戸市のほうで継続加入のお手続きしてくださいというご案内させていただく形になります。保険料の通知や保険証なども全て神戸市の方から送付されるという形になります。住所地特例の対象の施設につきましての周知、徹底につきましても、国民健康保険課で検討を進めてまいりたいと思います。よろしくお願いたします。
- 議長 とりあえず、一安心ですね。そういう事例は、やっぱり実質に合った形で徴収してるということですね。
- そのほか、何かございますでしょうか。
- ないようでしたら、事務局の方、何か連絡事項などございますでしょうか。特に。
- 事務局 特にございません。
- 議長 ないようですので、それでは、これもちまして、本日の議事につきましては全て終了いたしました。

議長の務めを終わらせていただきます。長い時間にわたり、議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。

ただいまをもちまして、平成29年度第1回国民健康保険運営協議会を閉会させていただきます。

本日はお忙しい中、ありがとうございました。

(閉会 14:53)